

(第5回) 大津市水道事業経営検討委員会 開催結果

1. 日時 平成27年12月25日(金) 13時30分～16時00分

2. 場所 大津市役所 災害対策本部室

3. 出席者(順不同)

<委員> 6名

青原 みどり (大津市地域女性団体連合会)

大林 一郎 (大津商工会議所 副会頭)

日下部 徹 (京都市上下水道局総務部 経営・防災担当部長)

杉澤 喜久美 (杉澤公認会計士税理士事務所)

谷口 貢 (滋賀県企業庁総務課計画管理室 室長)

西谷 順平 (立命館大学経営学部 教授)

<事務局> 17名

企業局 山本管理者、井上局長、山極次長、青木水道ガス事業長、白井

技術監理監、藤本浄水管理センター所長、入江収納対策監

経営戦略室 平尾室長、東副参事、中井主査、安孫子主査、藤野主任

水道計画管理課 杉田課長、山田課長補佐、市井主査、不破主査

料金収納課 鴨井副参事

<新ビジョン等に関する検討業務受注者> 5名 (有限責任監査法人トーマツ)

4. 傍聴者 1名

5. 協議事項

- (1) 前回までのまとめについて
- (2) 「湖都大津・新水道ビジョン」について
- (3) 料金改定率の設定について
- (4) 新水道料金体系の検討課題について
- (5) パブリックコメントについて

6. 議事録

事務局： ただいまから、第5回大津市水道事業経営検討委員会を開会いたします。

本委員会は、大津市水道事業経営検討委員会規程第5条第2項の規定により、会議は委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができないとなっております。本日、委員6名のうち6名の委員に出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

<配布資料の確認>

<公営企業管理者挨拶>

事務局： では、議事に入ります前に、料金体系のあり方について、山本公営企業管理者より諮問させていただきます。

<諮問書手交>

<諮問書読み上げ>

事務局： これより、議事の進行につきましては、規程第5条第1項の規定に基づき、西谷委員長に議長をお願いします。よろしくをお願いします。

委員長： 議事に入る前に、本委員会は、大津市附属機関等の設置及び運営に関する指針第5、会議の公開、非公開に基づき、個人情報に関連する等の特別な事由を除き、原則公開としておりますので、もし委員の皆様からご意見が特段なければ、公開としますがよろしいでしょうか。

<公開について異議なし 傍聴者入場>

委員長： 議事に入ります。前回までのまとめについて、事務局の説明をお願いします。

<前回までのまとめについて（その他資料①～②）事務局より説明>

委員長： 64ページで、「平成41年度における浄水場の耐震化率100%を目指します」と修正をいただいたのですが、平成40年度の目標が60.4%で、1年後に100%というのは、疑問を感じる方もあるかと思います。

事務局： 浄水施設の耐震化率は、耐震対策の完了した浄水施設能力と全浄水施設能力の比で表されます。また、浄水場の全ての浄水施設が耐震化された場合に、耐震対策が完了したと定義されます。

平成39年度から平成41年度にかけて真野浄水場の耐震補強を実施予定であり、この耐震補強の完了をもって、全ての浄水場の耐震対策が完了する予定ですので、平成41年度に耐震化率100%となっております。

委員長： わかりました。

あと、100ページと103ページのところで、修正前と修正後で、補填財源残高が変わっているかと思えます。ここを確認していただいた上で、これまでの数値の見せ方がまずかったということでの修正という理解でよろしいでしょうか。

事務局： はい、結構でございます。

委員長： 他にご質問はありませんか。

委員： 今回、見直しをされた110ページのところですけれども、2点ありまして、1点は、中期経営計画と中長期経営計画という2つがあるのですが、その違いをもう1回教えてください。また、パブリックコメントを実施されるということですが、今回つくるビジョンの重点実行計画とか中長期経営計画について、それぞれ見直しをする際に、パブリックコメントをその都度やられるということでしょうか。その2点お願いします。

事務局： まず、1点目の、中期経営計画と中長期経営計画の違いでございますが、中期経営計画は4～5年毎の計画です。それから、中長期といいますのは、いわゆる前期、中期、後期という長いスパンを示しておりますので、中長期という表現にさせていただきます。

それと、もう1点のパブリックコメントでございますが、期末ごとにレビューを実施するというを予定しております。その際にパブリックコメントを実施していく予定をしております。

委員： 中長期経営計画というのは、前期、中期、後期で分かれていますけれども、全体で40年度までとなるのでしょうか。

事務局： そのとおりでございます。

委員： あと、3つの期に分かれるそれぞれが中期経営計画ということですか？

事務局： そのとおりでございます。

委員長： 補足いたしますと、検討資料①の新ビジョンの目次の第7章の8番をご覧いただくと、そこに中期経営計画については、どういう枠組みであるかが書いてあると思います。

委員： よくわかりました。ありがとうございます。

委員長： 他にご質問がありますか。もし今の時点でご質問がなければ先に進みたいと思います。次の議論のところでビジョンそのものについてまた改めてレビューということになりますので、そのときにでもご質問いただければと思います。

では、検討事項①「湖都大津・新水道ビジョン」について、事務局の説明をよろしくお願いします。

<検討事項（1）「湖都大津・新水道ビジョン」（検討資料①）事務局より説明>

委員長： 委員会としては、4回の議論でここまでビジョンを仕上げきて、毎回、議論として濃いものだったと思います。

第8章のPDCAにありますように、このビジョン自体がプランであり、このビジョンが前回までのチェックという位置づけになろうかと思えます。

あと中期の意味がよくわからないというご指摘がありましたように、前期、中期、後期の中期と、中ぐらいの期間の中期経営計画という中期がまじっているので、少しわかりにくい部分はあるかなと思えました。そのところをご理解いただいた上で、ご意見があればお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

委員： このパワーポイントの資料で言うと21ページのスライドで、今回の計画期間以降の更新需要が非常に大きくなっていくので、総事業費が41年度以降はもっと増えていくように見えます。今回、料金の検討もする中で、それ以降の事業量を例えばもうちょっと前倒しするとか、管路の更新が今後増えていくけども、施設のほうは今回のこのビジョンの期間でひととおり終えて、41年度以降は管路の更新にシフトしていくとか、53ページにある今回のビジョンの総事業費371億円の考え方が妥当なのかどうかということについて教えてください。

委員長： スライドそのものよりも、本編の32ページと33ページを参考にしながらお答えいただければと思います。

事務局： 32ページの更新事業ですが、これは今後の事業環境としてお示しさせていただいたところです。更新計画につきましては、ビジョン本編の60ページで取りまとめさせていただいており、そのページに「強靱④水道管路の計画的な更新」、「管路再構築計画」の【基幹管路編】と【配水支管編】というところがございます。【基幹管路編】というのは、350ミリ以上の大口径の計画ですので、ほぼスライド21ページのグラフでお示ししています赤色の部分で、その事業費が371億円に入っております。

【配水支管編】につきましては60ページの一番下、経年化配水支管の更新といったところに表記をしております、グラフの赤色のところだけを平成40年度までにするというのではなくて、それ以降の分も前倒しし、事業を平準化しております。

委員長： 基幹管路が前に来るということになるかと思いますが、ご質問としては、41年度以降で事業費が実際にどれぐらいですかと、371億円が1,000億円になったりすることはあるのですか、という質問の趣旨だったと思うのですが、平準化をされているということなので、それほど大きくはならないという理解でよろしいでしょうか。

事務局： 経営に大きくかかわるぐらいの事業費が計上されるような形にはなりません。そのところを平準化し、それ以降の事業費も検討して計画を立てております。

委員： このパワーポイントだけをずっと見ていくと、今回のビジョンの期間以降の更新対象管路がすごく増えていくとしか見えないと思います。これだけで説明してしまうと、基幹管路については計画的に更新して行って、給水への影響はそんなになく、41年度以降も事業費を平準化して進めていくということが、なかなか伝わりにくいと思いました。

事務局： わかりました。

委員長： 他にご質問がありますでしょうか。

次の議論とのかかわりでいきますと、スライドの56ページ、本編では101ページで、改定率20%ぐらいだと投資・財政計画にも見込みが立つということを前回も議論していただいたと思います。ビジョンの中では、平均20%ぐらいだと財政計

画を安定的に見込むことができるという表現にとどめております。実際これを議論するのは次の論点になるわけですが、その点について、先ほど、管理者から私に諮問があったという理解をしております。

他の点でご意見がなければ、この議論については終わりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事務局： 申し遅れましたが、第8回目の委員会にはデザインも含めて新水道ビジョンをお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員長： では、検討事項②料金改定率の設定について、事務局の説明をお願いします。

<検討事項（2）「料金改定率の設定について」（検討資料②）事務局より説明>

委員長： 議論としては、ビジョンの中で平均20%としていた数値について、改定率として数字を出すこととなります。その後の料金体系については、第6回で審議するという計画になっております。

スライド2枚目において、現預金残高については、運転資金プラス何か危急の事態があったときの資金として、40億円を確保することと、企業債残高については、230億円ぐらいの残高を少し圧縮した形で180億円ぐらいにすること、また純利益を確保するという3つの経営目標をたてました。改定率を平均20%とすると現預金残高の評価が三角ということで、委員の皆さんからは、経営目標を全て達成するほうがいだろうというお話もあったかと思えます。ここでは、スライド3料金改定率の案1、2、3の中から何を選ぶかということはこの議論でのゴールにしたいと思っております。

案1については、20%にして、現預金残高の評価が三角ではあるものの、一旦40億円に達するのであれば、その後、もう少し様子を見ればよいという議論もあり得ると思えますし、経営目標をすべて達成するというのが、経営を議論したということについて責任のある回答になるのではないかとも思えます。また、現預金残高を二重丸とすると、もしかしたら市民の方から「値上げし過ぎ」というお話もあるかもしれませんが、どうでしょうか。

委員： 二重丸まで必要なかどうかはわかりませんが、三角ではやはりまずいだろうと思えます。この現預金残高40億円の確保というのがどの程度必要なのか。何としても必要ならば、やはり少なくとも丸にしなければいけないし、実はそこまですなくてもいいということであれば、三角でもいいかなという気はします。

委員長： ただ、改定率が20%の場合に現預金残高が33億円というのは、どうかという感じもいたします。もし改定率が20%で現預金残高が38億円であれば、目標に近いかもしれませんが、33億円では目標の40億円にはかなりほど遠いということになるかと思えます。

委員： 値上げということについては、やはり見直すにしても、そうたびたび値上げというのは難しいので、値上げできるときに一度にやったほうが良いと私は思っていますので、思い切って21.7%もあり得ると思えます。

委員長： この20%というのは資金収支から見た平均ですので、見込みになります。総括原価から料金体系を決めた場合は、平均が何%になるかというのは、もう少し数字が細かく変わってくる可能性もあります。しかも、21.4%、21.7%という細かい数字にはなっておりますが、20%よりは高いほうが良いという点では意見は一致しているのかなと思えます。

委員： 経営計画を立てるということは、目標年度の40年度にどうなっているのかが目標となってきますので、そのときにこの3つの目標を全て達成するということが目標の立て方としては妥当なのではないかと考えます。そういった意味でいくと、案2が妥当ではないかと考えます。

委員長： やはり責任を持った議論ということであれば、案1では自分で立てた目標を達成できず、案3では市民の方の負担が増すことから、現預金残高40億円の目標が達成されるぎりぎりの値上げ幅というところで判断して、その上で次の期間のPDCAサイクルのところに回していければ、責任を持った議論をしたと言えると思いますが、いかがでしょう。

委員： 経営目標は40億円確保としていても、本当は30億円確保したら充分であるということであれば案1で充分です。しかし、40億円は最低ラインで、可能であればもう少し余裕を持ちたいということであれば、やはり最低40億円必要ということになってくるでしょう。あんまり利益が出たらまずいですか。

委員長： 利益が出てもまずくはないでしょう。ある程度の利益がないと経営体としては維持できません。ただ、市民の方々に負担していただいた上で、企業局側が利益を出し過ぎてしまうと、いずれにしてもそれを還元するという話になってきます。そのときに、例えば草津市では値下げをされております。案1にしても、収支に関してはプラスということで見込めるのですが、3つの目標を立てたのであれば、

それを確保するということが必要だと思います。

委員： 40億円を目標とするのであれば40億円を達成しないといけないと思うので、案2か3かのどちらかで、40億円をずっと達成できるという案3でもいいと思います。

委員： 市民の立場からですが、家計をあずかる主婦にとっては、できるだけ抑えていただきたいという気持ちがあります。防災・減災で大事なことをしなきゃいけないということを聞くと、やはり利益があったほうがいいのかないかなということも思うのですが、市民としては、限りなく抑えてほしいという思いはあります。

委員： やはり40億円は必ず確保すべきだと思いますので、最低ラインの案2だと思います。

委員長： 不確実性ということもございますが、責任を持った議論としてすべての目標が達成され、しかも40億円のぎりぎりのラインのところでの数字ということで案2だと思いますが、いかがでしょうか。

委員長： それでは、次の料金体系の議論に移らせていただければと思います。第6回委員会からどういう料金体系になるのかという議論に入りますが、その前に、そもそも料金体系をつくるときにどういう論点があるのか、そもそも水道料金というのは何なのかということをおさらいした上で第6回以降の議論に入っていければと思います。

では、検討事項3について、事務局の説明をお願いします。

＜検討事項（3）「新水道料金体系の検討課題について」（検討資料③）事務局より説明＞

委員長： 委員の皆様理解を深めていただくために、京都市の事例について、何か補足すること、あるいは経験などございましたら、伺ってよろしいでしょうか。

委員： 京都市では、基本的に先ほどの説明にあった大津市の課題と同様の課題がありました。例えば基本水量につきましては、改定前は10立方メートルまでを設定していたのですが、その基本水量以下の利用者の割合が37%と大津市よりも高い割合でしたので、基本水量内では使っても使わなくても同じということが課題としてありました。

水量区画の問題につきましては、京都市の表で見ますと、11から30立方メート

ルが同じ料金単価になっていたのですが、この部分に非常にたくさんの使用者がいらっしやる場所でしたので、ここを細分化して、きめ細かい対応をしました。その一方で、5,000立方メートル以上の部分については、使用水量、使用者の分布も少ないということ、あと、逓増度についても、京都市は、政令指定都市で比べますとやや高い傾向にあったので、それを緩和していくということで、この5,000立方メートル以上の単価を1つに統一しまして、最高単価の少し値下げも含めて改定をしました。

基本料金については、75ミリ以上が同じ基本料金でしたが、これも口径に応じて適正な負担をしていただくことにしました。特に、水道事業の場合、施設の維持管理費であるとか建設費の償却といった固定的に発生する費用が、ほぼ9割を占めますので、なるべくそれを基本料金で回収するため、基本料金を口径別で細分化して、大きな口径のところは高い基本料金にしました。ただ、現実的な問題として、大幅に負担が増えるというのではなかなか理解も得られないので、口径ごとに基本水量を設定し、例えば口径200ミリであれば1,000立方メートルまでは従量料金がゼロになるようにしました。大体、基本水量まで使っただけならば、12%前後の改定率となっており、他の口径の方とも変わらないというような改定としました。

結局、一般家庭、13、20ミリのご家庭が使用者の多くを占めますので、そちらの部分にかなり配慮した改定となっております。特に京都市の場合は下水道使用料を値下げしておりますので、水道と下水道と合わせて、基本水量内でしたら料金値上げが実質的になくなります。あわせて、口座割引制度も今回導入しており、口座割引を適用したら、逆に値下げになるような場合もあり、かなり一般のご家庭、少量の使用者に配慮した形になりました。結果的に、固定費を基本料金で賄うという部分については、改定前の基本料金の割合が35.8%で、改定後は36.3%ということで、少しだけ増えております。これは13、20ミリのたくさんの使用者がいる部分については、あまり基本料金を上げられなかったこともありまして、そういった形になっています。

課題としては大津市さんと同じですけれども、改定の仕方に関しては、各都市それぞれ事情を踏まえてのやり方になると思います。

委員長：　そもそも言葉の問題などもありますし、わからないことがあればご指摘いただければと思いますが、いかがでしょうか。

事務局の方にお聞きしますが、なぜ逓増型の料金となっているのでしょうか。

事務局：　水道料金につきましては、逓増型の料金体系を多くの市町村が採用しております。大きな目的としましては、消費の抑制、それに少量使用者への配慮という2

つの観点がございます。もともと水道事業と申しますのは公衆衛生事業から始まっており、全ての人に水道を行き渡らせるという目的から始まってございますので、少量使用者に配慮した料金設定となっております。

委員長： 今の天津市の状況については、京都市と同じような問題があるということと、実際には、基本料金などを比べてみても、他の都市から比べると低い水準の料金設定になっています。それも含めて、今の収入、資金収支が厳しくなっているということもあるかと思えます。

論点としては、スライド25ページの課題と対応というところで、それまでのスライドについての対応策をふまえた上で料金体系を考えるという提案がございます。単身世帯が増えていますので、少量使用者に対する配慮が必要であることや、基本水量の設定において、京都市では10立方メートルから5立方メートルに下げ、影響を小さくしたということがありました。また、公営企業の前提として、独立採算で事業を運営する必要があります。

先ほどまで議論していました改定率というのは、長期間で見た資金収支から算定されたものですが、総括原価では、原価に事業報酬みたいなものを、どれくらい乗せて回収するかという議論で表現していく必要がございます。資金収支では直接に料金体系の議論はできませんので、料金体系の議論をするときには、総括原価方式の資産維持費を設定して、それを原価に賦課した上で体系的に回収をするような見込みを立てるということになります。

事務局にお聞きしますが、京都市のところで下水道の話が出ましたが、下水道の値下げ等は予定されていらっしゃいますか。

事務局： 値下げは予定していません。京都市と違いまして、繰入金を一般会計から頂いておりますので、それが終わってからということになるかと思えます。

委員長： そうですね。口座割引についてはいかがですか。

事務局： 口座割引につきましては、クレジットカードによる支払制度を導入したときに検討いたしました。クレジットカードによる支払ですと、立て替え払いですので確実に徴収できますが、口座振替による支払というのは、口座に残額がなければ徴収できません。ところが、徴収の手数料という面では、口座振替が安くなっています。その辺の兼ね合いを考え、口座割引を導入するか導入しないかを当時検討しましたが、その段階では見送ろうということで今日に至っております。

委員長： 京都市ではどういう議論がございましたでしょうか。

委員： 京都市の場合は、口座割引及びクレジットカードによる支払制度を、この25年10月の料金改定に合わせて両方導入しました。徴収コストについては、口座振替による支払でしたらほぼかからないのですが、納付書による支払の場合は、納付書を送る郵送料、納付先の銀行やコンビニなどへの手数料があるため、それぞれの手数を比べたら100円近い差がありました。クレジットカードによる支払の手数は、ほぼ納付書による支払と同じ程度におさまるといふことで、収納コストがどの方法でも大体同じぐらいになるように、口座振替をご利用の方にはサービスをしていこうということでも口座割引制度を導入しました。

委員長： 収納コストについて、今の津市の現状を考えられたときにはどうですか？

事務局： 今、委員が述べられたとおりです。コストという考え方をすれば、納付書による支払とクレジットカードによる支払というのはそれほど変わらないですが、口座振替による支払は安いです。津市の場合は、8割弱が口座振替による支払、2割弱は納付書による支払です。現在、クレジットカードによる支払を開始してほぼ3年ですが、クレジットへ移行されたのは、全体の7%で、口座振替による支払から移行されています。納付コストを均等にとりという考え方であるならば、それは1つの方法論かも知れませんが、現状の中でお支払いいただけているのであれば、そこはまだ踏み切れないなというのが実感です。

委員長： 京都市では口座振替による支払は、どれぐらいの割合でした。

委員： 口座振替による支払が割引制度導入前でしたら82%ぐらいあったかと思ひます。今で77%か78%かそれぐらいだと思ひます。京都市としては、口座振替プラスクレジットカード、そこに目標設定をして今取り組んでいるところでは。

委員長： 料金体系でそういうものも議論の論点になり得ることがわかりました。他にご意見や疑問点をいただければと思ひますが、いかがでしょうか。

第6回では、具体的な提案として料金体系が出されると思ひます。そのときに、今日の議論も比較しながら、改めて議論していきたいと思ひますので、この議論については、これでおしまいというよりは、次の議論のための資料であり、共有知識にしていくということになります。もしかしたら、料金体系を具体的に見てからのほうが、ご意見ご質問が出るかもしれませんので、次回の料金体系の具体的な提案とともに議論を改めてさせていただきたいと思ひます。

では、検討事項3のところを終わりますので、パブリックコメントについて事

務局の説明をお願いします。

<その他報告事項 パブリックコメントについて 事務局より説明>

委員長： 基本的には、料金改定のところについてはパブリックコメントの段階で細かい議論をいただくよりも、議会ということだと思います。2月12日から3月3日の予定ですから、最後の委員会を残してのコメント期間だと思います。これにつきましては、またパブリックコメントが出たら、委員の間で共有させていただくことになるかと思います。

では、今日の議題としては以上になりますので、進行のほうを事務局にお返しいたします。

<謝辞、次回の案内 事務局より>

閉会